

あい介護老人保健施設
訪問リハビリテーション運営規定
(介護予防訪問リハビリテーション運営規定)

第3版

起案・作成：施設共通

改定：2025年6月1日

社会医療法人河北医療財団

あい介護老人保健施設

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人河北医療財団が開設する介護老人保健施設「あい介護老人保健施設」が実施する指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーション（以下指定介護予防訪問リハビリテーションについては省略し、指定訪問リハビリテーションに含めるものとする）と適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事により、心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行うと共に、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 社会医療法人河北医療財団 あい介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 2001年 11月 1日
- (3) 所在地 東京都多摩市中沢1丁目17番38
- (4) 電話番号 042-374-7111 FAX 番号042-374-7115
- (5) 管理者名 明石 のぞみ
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1375000567号）

(従業者の職種、員数)

第5条 指定訪問リハビリテーションの従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

<訪問リハビリテーションサービス>

- (1) 理学療法士 1人（兼務）
- (2) 作業療法士 1人（兼務）
- (3) 言語聴覚士 1人（兼務）

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 従事者は、医師の指示及び訪問リハビリテーションの計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図る為に必要なりハビリテーション、指導を行う。

第7条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下の通りとする。

- 1) 12月30日～1月3日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とし、営業日の9時から17時までを営業時間とする。
- 2) 特別な事情にある場合においては、この限りではない。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2) 前項以外の費用の支払いを受ける場合には、実費あるいは実費相当とし、利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

- 1) 介護保険施設サービス
利用者の住所地が多摩市及び近隣市町村
- 2) 短期入所療養介護サービス及び通所リハビリテーションサービス
多摩市、八王子市のニュータウン地域、日野市の百草団地付近

(その他運営に関する留意事項)

第10条 従事者の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上の全体研修
- 2 訪問リハビリテーション計画（以下計画）は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画に沿って作成する。計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、計画が居宅サービス計画に沿ったものか確認し、必要に応じて変更する。
計画作成にあたり、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させる為、内容等を説明した上で、利用者の同意を得、また当該計画を利用者に文書で交付する。

(職員の服務規律)

第11条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、別に定める服務心得による。

(職員の質の確保)

第12条 施設職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。施設における研修方針・研修計画を別に定める。

(職員の勤務条件)

第13条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人河北医療財団の就業規則による。

(職員の健康管理)

第14条 職員は、施設が行う年2回の健康診断を受診すること。

(守秘義務)

第15条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(個人情報保護の取り扱い)

第16条 個人情報の保護にあたっては、別に定める個人情報保護規程による。

(苦情処理窓口)

第17条 施設の苦情処理窓口として下記の連絡体制をとる。

施設ご意見ダイヤル 042-374-7111

施設へのご意見FAX 042-374-7115

また必要に応じて、公共機関への苦情申し立てについて、下記を利用者に紹介する。

多摩市介護保険課 042-338-6901

国民健康保険連合会苦情相談窓口 03-6238-0117

(緊急時の対応)

第18条 訪問リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及びその家族が指定する者に対し、緊急に連絡し必要な措置を講ずる。

附 則

1. この運営規程は、平成28年12月1日より施行する。
2. この運営規定は、2024年4月1日より施行する。
3. この運営規定は、2025年6月1日より施行する。